

信窓埼玉

発行責任者 中央大学信窓会埼玉支部 開山憲一

発行所 久喜市野久喜 331-23 TEL0480-22-8650

民法（債権関係）の改正に 関する中間的な論点整理について

支部長 開山 憲一

昭和 47 年卒

1 これまでの経緯と中間的な論点整理の公表

民法債権編の改正論議の高まりと法制審議会への諮問に至る経緯については、本誌第 59 号（平成 22 年 4 月 1 日号。支部報には 60 号と印字されているが 59 号の誤記）で述べたとおりであり、埼玉支部では、当支部が担当した昨年 11 月開催の関東ブロック合同宿泊研修会（以下「宿泊研修会」という。）において、民法（債権関係）の改正を取り上げ、講師に法制審議会民法（債権法関係）部会（以下「部会」という。）委員である中井康之先生をお招きして、部会での審議状況、改正の方向付け、今後の見通し等についてご講演を頂いたところである。

その後、部会では、本年 4 月 12 日の第 26 回会議において、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下「論点整理」という。）を部会決定し、これを法務省ホームページで公表した。そして、法務省は、これについて 6 月 1 日から 8 月 1 日までの間パブリック・コメントを実施した。また、パブリック・コメントの実施に当たって、同省民事局参事官室は、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」を同省ホームページで公表した。そこで本稿では、論点整理のうち宿泊研修会で取り上げた

論点及び皆様が感心をお持ちではないかと思われる点について、ほんの一部ではあるがその内容をご紹介します。なお、紙幅の都合上、ごく簡単にご紹介にとどまることをお許し願いたい。

2 論点整理の全般的な特徴

部会審議では、民法債権編（法定債権を除く。）とこれに関連する総則編のほぼすべてについて検討がなされた（第一読会）。論点整理では、これを合計 63 の項目（更にそれぞれの項目について小項目がある。）に整理し、どのような議論がなされ、どのような改正に向けての方向付けがなされたのかについて説明がなされている。しかし、部会で一応の結論を見たわけではなく、文末表現はすべて「～はどうか。」となっているが、部会における議論の到達点に応じて、以下の 3 通りに書き分けられている。

第 1 は、「～について、更に検討してはどうか。」というものである。これは、そこに記載されている事項が今後取り上げるべき論点であることを単純に示す場合に用いる表現であり、大多数の論点はこの基本形によっている。部会資料で取り上げられたものではなく、審議の過程で委員等の発言に基づいて新たに取り上げられることとなった事項は、「更に」を付さないで「～について、検討してはどうか。」と表現されている。

第 2 に、改正の方向について部会の審議においてある程度のコンセンサスがあったと見られる一部の論点は、「～とする方向で、検討してはどうか。」と表現されているが、それ程多くはない。

第 3 に、より具体的な内容についてのコンセンサスがあると見られる一部の論点では、「～としてはどうか。」と表現されているが、これはほんの僅かである。

3 個別項目についての論点整理

(1) 危険負担（第 6 項目）

危険負担については宿泊研修会でも採り上げられた論点である。これについては、債務不履行